

令和5年定例会  
予算常任委員会 年間白書

令和6年4月

四日市市議会

## 目次

- |                         |             |
|-------------------------|-------------|
| 1. 委員会の構成               | P 1         |
| 2. 委員会開催状況              | P 2 ~ P 13  |
| 3. 委員長報告                | P 14 ~ P 44 |
| 4. 提言事項の当初予算案への反映状況について | P 45 ~ P 57 |

## 1. 委員会の構成

委員長 森川 慎

副委員長 森 智子

委員 荒木美幸 石川善己 伊世利子

伊藤嗣也 今村厚美 太田紀子

荻須智之 小田あけみ 加納康樹

上 麻理 川村幸康 後藤純子

小林博次 笹井絹予 笹岡秀太郎

竹野兼主 田中 徹 谷口周司

辻 裕登 中川雅晶 早川新平

日置記平 樋口博己 平野貴之

水谷一未 村上 暁 村山繁生

森 康哲 諸岡 覚 山口智也

山田知美

## 2. 委員会開催状況

# 予算常任委員会事項書

令和5年5月15日(月)

全員協議会室

1. 委員長の互選について

2. 副委員長の互選について

3. 分科会の設置について

4. 理事会の設置について

※配付資料 … 審査順序、資料

<会議用システム内のフォルダ>01\_5月定例会議会-02\_予算常任委員会

## 予算常任委員会 審査順序

令和5年5月16日（火）

全員協議会室

1. 理事の選任について
  
2. 分科会長報告・質疑
  - (1) 総務分科会長報告・報告に対する質疑
  - (2) 教育民生分科会長報告・報告に対する質疑
  
3. 全体会審査で取り扱う事項の追加提案
  
4. 全体会審査  
〔審査項目〕  
※各分科会から上げられた項目はなし
  
5. 討論・採決  
○議案第3号 令和5年度四日市市一般会計補正予算（第2号）
  
6. その他

※配付資料 … 審査順序、資料  
<会議用システム内のフォルダ>  
03\_6月定例会議会 — 02\_予算常任委員会  
01\_本会議

## 予 算 常 任 委 員 会 審 査 順 序

令和5年6月26日（月）  
10:00～ 全員協議会室

### 1. 分科会長報告・質疑

- (1) 総務分科会長報告・報告に対する質疑
- (2) 教育民生分科会長報告・報告に対する質疑
- (3) 産業生活分科会長報告・報告に対する質疑
- (4) 都市・環境分科会長報告・報告に対する質疑

### 2. 全体会審査で取り扱う事項の追加提案

### 3. 全体会審査

〔審査項目〕

※各分科会から上げられた項目はなし

### 4. 討論・採決

- 議案第4号 令和5年度四日市市一般会計補正予算（第3号）
- 議案第5号 令和5年度四日市市水道事業会計第1回補正予算
- 議案第6号 令和5年度四日市市下水道事業会計第1回補正予算

### 5. その他

#### (1) 休会中の予算常任委員会について

- 日 程 : 8月22日（火）決算常任委員会全体会終了後
- 項 目 : 附帯決議に係る対応状況について

※配付資料 … 事項書、資料  
<会議用システム内のフォルダ> 04\_休会中(7～8月)－02\_予算常任委員会

## 予 算 常 任 委 員 会 事 項 書

令和5年8月22日(火)

全員協議会室

1. 附帯決議に係る対応状況について

2. その他



※配付資料 … 審査順序、資料  
<会議用システム内のフォルダ>  
05\_8月定例月議会 - 02\_予算常任委員会  
01\_本会議

## 予算常任委員会 審査順序

令和5年9月15日（金）  
10:00～ 全員協議会室

### 1. 分科会長報告・質疑

- (1) 総務分科会長報告・報告に対する質疑
- (2) 教育民生分科会長報告・報告に対する質疑
- (3) 産業生活分科会長報告・報告に対する質疑
- (4) 都市・環境分科会長報告・報告に対する質疑

### 2. 全体会審査で取り扱う事項の追加提案

### 3. 全体会審査

[審査項目]

※各分科会から上げられた項目はなし

### 4. 討論・採決

- 議案第22号 令和5年度四日市市一般会計補正予算（第4号）

### 5. 所管事務調査

- 四日市ハーフマラソン（仮称）にかかる課題と計画の見直しについて

### 6. その他

※配付資料 … 審査順序、資料

<会議用システム内のフォルダ>07\_11月定例会月議会-02\_予算常任委員会-001\_令和5年11月29日

## 予算常任委員会 審査順序

令和5年11月29日（水）

全員協議会室

### 1. 分科会長報告・質疑

- (1) 総務分科会長報告・報告に対する質疑
- (2) 教育民生分科会長報告・報告に対する質疑

### 2. 全体会審査で取り扱う事項の追加提案

### 3. 全体会審査

〔審査項目〕

※各分科会から上げられた項目はなし

### 4. 討論・採決

- 議案第43号 令和5年度四日市市一般会計補正予算（第5号）

### 5. その他

※配付資料 … 審査順序、資料

<会議用システム内のフォルダ> 07\_11月定例会議会 - 02\_予算常任委員会  
01\_本会議

## 予算常任委員会 審査順序

令和5年12月19日（火）

10:00～ 全員協議会室

### 1. 分科会長報告・質疑

- (1) 総務分科会長報告・報告に対する質疑
- (2) 教育民生分科会長報告・報告に対する質疑
- (3) 産業生活分科会長報告・報告に対する質疑
- (4) 都市・環境分科会長報告・報告に対する質疑

### 2. 全体会審査で取り扱う事項の追加提案

### 3. 全体会審査

〔審査項目〕

- (1) 温水プール整備事業費について〔産業生活分科会〕

### 4. 討論・採決

- 議案第44号 令和5年度四日市市一般会計補正予算（第6号）
- 議案第45号 令和5年度四日市市競輪事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第46号 令和5年度四日市市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 議案第47号 令和5年度四日市市食肉センター食肉市場特別会計補正予算（第1号）
- 議案第48号 令和5年度四日市市土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第49号 令和5年度四日市市介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 議案第50号 令和5年度四日市市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 議案第51号 令和5年度四日市市水道事業会計第2回補正予算
- 議案第52号 令和5年度市立四日市病院事業会計第1回補正予算
- 議案第53号 令和5年度四日市市下水道事業会計第2回補正予算
- 議案第94号 令和5年度四日市市一般会計補正予算（第7号）

### 5. 協議会

- (1) 四日市市総合計画推進計画ローリング（令和5年度→令和6年度）
- (2) 四日市市行政改革プラン2023ローリング（令和5年度～令和7年度）及び  
四日市市財政プラン2023（令和5年度～令和7年度）

### 6. その他

## 予算常任委員会 審査順序

令和6年2月13日（火）

全員協議会室

### 1. 分科会長報告・質疑

- (1) 総務分科会長報告・報告に対する質疑
- (2) 教育民生分科会長報告・報告に対する質疑
- (3) 産業生活分科会長報告・報告に対する質疑
- (4) 都市・環境分科会長報告・報告に対する質疑

### 2. 全体会審査で取り扱う事項の追加提案

### 3. 全体会審査

〔審査項目〕

※各分科会から上げられた項目はなし

### 4. 討論・採決

○議案第97号 令和5年度四日市市一般会計補正予算（第8号）

### 5. その他

※配付資料 … 審査順序、資料

<会議用システム内のフォルダ> 09\_2月定例月議会 - 02\_予算常任委員会

## 予算常任委員会 審査順序

令和6年3月12日（火）

10:00～ 全員協議会室

### 1. 分科会長報告

- (1) 総務分科会長報告
- (2) 教育民生分科会長報告
- (3) 産業生活分科会長報告
- (4) 都市・環境分科会長報告

### 2. 分科会長報告に対する質疑

- (1) 総務分科会長報告に対する質疑
- (2) 教育民生分科会長報告に対する質疑
- (3) 産業生活分科会長報告に対する質疑
- (4) 都市・環境分科会長報告に対する質疑

### 3. 全体会審査で取り扱う事項の追加提案

### 4. 全体会審査

〔審査項目〕

- (1) 新教育プログラム推進事業費（リテラス論理言語力検定）について
- (2) 待機児童・入園待ち児童について
- (3) 観光施設整備事業費（宮妻峡の再整備）について
- (4) 温水プール整備事業について

## 5. 討論・採決

- 議案第 98号 令和 5 年度市立四日市病院事業会計第 2 回補正予算
- 議案第 99号 令和 6 年度四日市市一般会計予算
- 議案第100号 令和 6 年度四日市市競輪事業特別会計予算
- 議案第101号 令和 6 年度四日市市国民健康保険特別会計予算
- 議案第102号 令和 6 年度四日市市食肉センター食肉市場特別会計予算
- 議案第103号 令和 6 年度四日市市土地区画整理事業特別会計予算
- 議案第104号 令和 6 年度四日市市介護保険特別会計予算
- 議案第105号 令和 6 年度四日市市後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第106号 令和 6 年度四日市市水道事業会計予算
- 議案第107号 令和 6 年度市立四日市病院事業会計予算
- 議案第108号 令和 6 年度四日市市下水道事業会計予算
- 議案第109号 令和 6 年度四日市市農業集落排水事業会計予算
- 議案第110号 令和 6 年度四日市市桜財産区予算
- 議案第149号 令和 5 年度四日市市一般会計補正予算（第 9 号）
- 議案第150号 令和 5 年度四日市市食肉センター食肉市場特別会計補正予算（第 2 号）
- 議案第151号 令和 5 年度四日市市土地区画整理事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 議案第152号 令和 5 年度四日市市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 議案第153号 令和 5 年度四日市市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）
- 議案第154号 令和 5 年度四日市市水道事業会計第 3 回補正予算
- 議案第155号 令和 5 年度四日市市下水道事業会計第 3 回補正予算
- 議案第156号 令和 6 年度四日市市一般会計補正予算（第 1 号）
- 議案第157号 令和 6 年度四日市市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）

## 6. 提言事項の検証・整理について

## 7. その他

- (1) 令和 5 年定例会予算常任委員会年間白書について

## 予算常任委員会 審査順序

令和6年3月15日（金）  
10:00～ 全員協議会室

### 4. 全体会審査

〔審査項目〕

- (4) 温水プール整備事業について
- (5) 大学設置調査検討事業について
- (6) 人権・同和施策経費、組織機構に関して
- (7) 令和6年度に行う保険料率（国民健康保険）の改定について

### 5. 討論・採決

- 議案第98号 令和5年度市立四日市病院事業会計第2回補正予算
- 議案第99号 令和6年度四日市市一般会計予算
- 議案第100号 令和6年度四日市市競輪事業特別会計予算
- 議案第101号 令和6年度四日市市国民健康保険特別会計予算
- 議案第102号 令和6年度四日市市食肉センター食肉市場特別会計予算
- 議案第103号 令和6年度四日市市土地区画整理事業特別会計予算
- 議案第104号 令和6年度四日市市介護保険特別会計予算
- 議案第105号 令和6年度四日市市後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第106号 令和6年度四日市市水道事業会計予算
- 議案第107号 令和6年度市立四日市病院事業会計予算
- 議案第108号 令和6年度四日市市下水道事業会計予算
- 議案第109号 令和6年度四日市市農業集落排水事業会計予算
- 議案第110号 令和6年度四日市市桜財産区予算
- 議案第149号 令和5年度四日市市一般会計補正予算（第9号）
- 議案第150号 令和5年度四日市市食肉センター食肉市場特別会計補正予算（第2号）
- 議案第151号 令和5年度四日市市土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第152号 令和5年度四日市市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第153号 令和5年度四日市市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 議案第154号 令和5年度四日市市水道事業会計第3回補正予算
- 議案第155号 令和5年度四日市市下水道事業会計第3回補正予算
- 議案第156号 令和6年度四日市市一般会計補正予算（第1号）
- 議案第157号 令和6年度四日市市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

### 6. 提言事項の検証・整理について

### 7. その他

- (1) 令和5年定例会予算常任委員会年間白書について

### 3. 委員長報告



## 予算常任委員会委員長報告（令和5年5月開会議会）

予算常任委員会に付託されました議案第3号 令和5年度四日市市一般会計補正予算（第2号）につきまして、当委員会における審査の経過と結果をご報告申し上げます。

審査に当たりましては、まず、総務分科会及び教育民生分科会において、それぞれの所管に属する事項について詳細な審査が行われました。

続いて、全体会においては、各分科会における審査の経過と結果についての分科会長報告があり、それに対する質疑が行われました。

この中で、各分科会長からは、それぞれの所管部分について、いずれも別段異議なく原案のとおり可決すべきものと決したとの報告があり、各分科会から全体会審査に送るべきものとされた事項はありませんでした。

また、全体会において、委員から追加提案された事項もありませんでした。

以上の経過により、当委員会に付託されました議案第3号 令和5年度四日市市一般会計補正予算（第2号）につきましては、別段異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

これをもちまして、予算常任委員会の審査報告といたします。

## 予算常任委員会委員長報告（令和5年6月定例会月議会）

予算常任委員会に付託されました関係議案につきまして、当委員会における審査の経過と結果をご報告申し上げます。

審査に当たりましては、まず、総務、教育民生、産業生活、都市・環境の4分科会において、それぞれの所管に属する事項について詳細な審査が行われました。

続いて、全体会においては、各分科会における審査の経過と結果についての分科会長報告があり、それに対する質疑が行われました。

この中で、各分科会長からは、それぞれの所管部分について、いずれも別段異議なく原案のとおり可決すべきものと決したとの報告があり、各分科会から全体会審査に送るべきものとされた事項はありませんでした。

また、全体会において、委員から追加の提案事項もありませんでした。

以上の経過により、当委員会に付託されました議案第4号令和5年度四日市市一般会計補正予算（第3号）、議案第5号令和5年度四日市市水道事業会計第1回補正予算及び議案第6号令和5年度四日市市下水道事業会計第1回補正予算につきましては、いずれも別段異議なく原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

これをもちまして、予算常任委員会の審査報告といたします。

## 予算常任委員会委員長報告（令和5年8月定例会月議会）

予算常任委員会に付託されました議案第22号 令和5年度四日市市一般会計補正予算（第4号）につきまして、当委員会における審査の経過と結果をご報告申し上げます。

審査に当たりましては、まず、総務、教育民生、産業生活、都市・環境の4分科会において、それぞれの所管に属する事項について詳細な審査が行われました。

続いて、全体会においては、各分科会における審査の経過と結果についての分科会長報告があり、それに対する質疑が行われました。

この中で、各分科会長からは、それぞれの所管部分について、いずれも別段異議なく原案のとおり可決すべきものと決したとの報告があり、各分科会から全体会審査に送るべきものとされた事項はありませんでした。

また、全体会において、委員から追加の提案事項もありませんでした。

以上の経過により、当委員会に付託されました議案第22号 令和5年度四日市市一般会計補正予算（第4号）につきましては、別段異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

なお、付託された議案以外の所管事務についてではありますが、四日市ハーフマラソン（仮称）にかかる課題と計画の見直しについて調査を実施したことを申し添えます。

これをもちまして、予算常任委員会の審査報告といたします。

## 予算常任委員会委員長報告

(令和5年11月定例会月議会：先議分)

予算常任委員会に付託されました議案第43号 令和5年度四日市市一般会計補正予算（第5号）につきまして、当委員会における審査の経過と結果をご報告申し上げます。

審査に当たりましては、まず、総務分科会及び教育民生分科会において、それぞれの所管に属する事項について詳細な審査が行われました。

続いて、全体会においては、各分科会における審査の経過と結果についての分科会長報告があり、それに対する質疑が行われました。

この中で、各分科会長からは、それぞれの所管部分について、いずれも別段異議なく原案のとおり可決すべきものと決したとの報告があり、各分科会から全体会審査に送るべきものとされた事項はありませんでした。

また、全体会において、委員から追加の提案事項もありませんでした。

以上の経過により、当委員会に付託されました議案第43号 令和5年度四日市市一般会計補正予算（第5号）につきましては、別段異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

これをもちまして、予算常任委員会の審査報告といたします。

## 予算常任委員会委員長報告（令和5年11月定例会月議会）

予算常任委員会に付託されました関係議案につきまして、当委員会における審査の経過と結果をご報告申し上げます。

審査に当たりましては、まず、総務、教育民生、産業生活、都市・環境の4分科会において、おのこのの所管に属する事項について詳細な審査を行いました。

続いて、全体会においては、まず、各分科会における審査の経過と結果についての分科会長報告があり、それに対する質疑が行われました。

この中で、総務分科会長報告において、旧笹川西小学校跡地管理業務委託費について、跡地利用に係る計画が中断し、活用されていない状態が続いており、現状のままでは今後も管理費のみがかかり続けることが懸念されるため、跡地利用については、地元との協議も含め、期限を定めて取り組むべきであるとの意見がありました。

次に、全体会審査においては、産業生活分科会から申し送られた、議案第44号 令和5年度四日市市一般会計補正予算（第6号）のうち、温水プール整備事業費について審査を行いました。

本件について、産業生活分科会長からは、複数の分科会に係る事項として全体会において審査すべきとの意見があり、これを諮ったところ、全会一致で全体会に送ることと決したとの報告がありました。

それでは、全体会審査を行った温水プール整備事業費について、ご報告申し上げます。

全体会において、委員からは、本市において水泳は、競技人口が多く、大会等で優秀な成績を残す選手を多く輩出しているにもかかわらず、屋外であるため夏場には水温が上昇し、競技の際に公式記録として認められないという問題を抱えている霞ヶ浦プール以外に公認プールがないことに疑問を感じている。

また、今まで市の方針について協議を重ねてきたはずの四日市水泳協会からも、議会に対し、当事業の中止と新たな50mの屋内水泳競技場の建設を求める陳情が提出されていることを重く受け止めるべきである。

これらの点についてどのように考えているのかとの質疑があり、理事者からは、プール槽や給水配管等の老朽化に対し、都度の改修による対応では、今後もコストがかさむほか、工事に係る休館期間が発生し利用者にも迷惑をかけるなど、限界があることから、今回の改築は必要な事業であり、四日市水泳協会とも協議の上で計画してきた。また、50mの屋内水泳競技場の整備・運営については、これまでどおり県が担うべき役割であると考えており、本市において、50mの屋内水泳競技場を建設することは全く政策決定されていないため、新たに検討していく必要があるとの答弁がありました。

これを受けて、委員からは、学校の水泳指導における民間プール施設活用の可能性について検討していくとの方針も示されている中で、受け皿となる民間プール施設の絶対数が少ないことや、四日市市みんなのスポーツ応援条例において「観る」スポーツの推進を掲げていることを鑑み、学校の水泳指導でも使用可能な可動床の機能を備えた50mの屋内水泳競技場について、NPOや民間企業などとの共同運営によりコストを削減して設置するといった手法も視野に入れつつ、検討を前向きに進めてほしいとの意見がありました。

また、他の委員からは、四日市水泳協会が陳情を提出した背景には、中央緑地の屋外水泳競技場を廃止した経緯から、いずれは新たな水泳競技場が整備されるのではないかと期待していたが、今回の改築にかかる費用が膨大となったことで、それが難しくなると同協会が感じていることがあるのではないかと推測している。水泳協会には、民間プール施設を活用した学校の水泳指導など、様々な事業で引き続き連携・協力を求めている必要がある中で、今後の本市のプール施設の在り方を考える上では、競技施設や教育施設としての視点も踏まえながら、同協会と丁寧に協議を進めていくことを強く求めるとの意見がありました。

全体会審査を行った事項についての報告は、以上であります。

次に、討論においては、議案第 44 号 令和 5 年度四日市市一般会計補正予算（第 6 号）に係る人件費の補正について、給与水準が低く、待遇改善が求められるパートタイム会計年度任用職員の期末手当引き上げがなされないまま、もとより高水準である市長、副市長、議員の期末手当を引き上げるべきではないと考えることから反対するとの意見表明がありました。

以上の経過により、当委員会に付託されました議案第 44 号 令和 5 年度四日市市一般会計補正予算（第 6 号）については、賛成多数により可決すべきものと決しました。

その他、議案第 45 号ないし議案第 53 号及び議案第 94 号の 10 議案については、いずれも別段異議なく可決すべきものと決しました。

これをもちまして、予算常任委員会の審査報告といたします。

## 予算常任委員会委員長報告

(令和6年2月定例会月議会：先議分)

予算常任委員会に付託されました議案第97号 令和5年度四日市市一般会計補正予算（第8号）につきまして、当委員会における審査の経過と結果をご報告申し上げます。

審査に当たりましては、まず、総務、教育民生、産業生活、都市・環境の4分科会において、それぞれの所管に属する事項について詳細な審査を行いました。

続いて、全体会においては、まず、各分科会における審査の経過と結果についての分科会長報告があり、それに対する質疑が行われました。

この中で、各分科会長からは、それぞれの所管部分について、いずれも別段異議なく原案のとおり可決すべきものと決したとの報告があり、各分科会から全体会審査に送るべきものとされた事項はありませんでした。

また、全体会において、委員から追加の提案事項もありませんでした。

以上の経過により、当委員会に付託されました議案第97号 令和5年度四日市市一般会計補正予算（第8号）につきましては、別段異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。



なお、委員から、本補正予算案における能登半島地震の被災地支援制度等の相談や手続の案内方法について確認したいとの質疑があり、理事者からは、四日市市役所1階市民相談コーナー内に被災者支援相談窓口を設置し、総合的な案内が可能な体制となっているとの報告を受けたことを申し添えます。

これをもちまして、予算常任委員会の審査報告といたします。

## 予算常任委員会委員長報告（令和6年2月定例会月議会）

予算常任委員会に付託されました関係議案につきまして、当委員会における審査の経過と結果をご報告申し上げます。

審査に当たりましては、まず、総務、教育民生、産業生活、都市・環境の4分科会において、それぞれの所管に属する事項について詳細な審査が行われました。

続いて、全体会においては、各分科会における審査の経過と結果についての分科会長報告があり、それに対する質疑が行われました。

次に、全体会審査においては、各分科会から申し送られた4項目に加え、全体会において追加提案があった3項目について審査を行うこととしたため、審査項目は合計7項目となりました。

それでは、全体会審査を行った各項目について、まず、議案第99号 令和6年度四日市市一般会計予算に係る6項目についてご報告申し上げます。

1項目めは、新教育プログラム推進事業費（リテラス論理言語力検定）についてであります。

本件については、教育民生分科会長から、分科会において、附帯決議を付すべき事項として全体会審査に送るべきであるとの意見があり、これを諮ったところ、全会一致により全体会審査に送るべきものと決したとの報告がありました。

全体会審査において、委員からは、リテラス論理言語力検定の結果はキャリアパスポートにファイリングすることだが、中学校卒業後の進学先での指導に活かされるような引継

ぎはできているのかとの質疑があり、理事者からは、他の指導要録の写しとともに四日市版キャリアパスポートとして、各進学先につないでいるとの答弁がありました。

これを受けて、委員からは、培った論理的思考力を卒業後にも生かすためには、キャリアパスポートが進学先で生かされることが重要であるため、丁寧な引継ぎをしてほしいとの意見がありました。

また、他の委員からは、当事業は本市が学校教育ビジョンで示す学習の基盤となる資質を測ることができ、結果も生徒たちが理解しやすいものであり、先進的な取組と評価するため、今後も事業を進めてほしいとの意見がありました。

また、他の委員からは、当事業により蓄積したデータを活用して、今後の本市の学校現場の教育力向上につなげられないのかとの質疑があり、データを活用して授業改善につなげ、子供たちの力に反映できるようにしていきたいとの答弁がありました。

また、他の委員からは、中学校卒業時の3級相当という基準に満たなかった生徒に対してどのような対応をするのかとの質疑があり、理事者からは、3級相当に満たなかったとしても、検定結果にはその生徒の強みが記載されているため、生徒が自身の位置を確認し、振り返りを行い、今後に生かせるように取り組んでいる。また、生徒自身に意識を持たせることを大切にし、学習意欲の向上にもつなげることができると考えているとの答弁がありました。

これを受けて、委員からは、検定結果が良くなかった生徒への対応に関して、今後について自身で考えられる生徒はそれでよいかもしれないが、考えることが難しい生徒に対しても丁寧な対応をする必要があるとの意見がありました。

また、他の委員からは、中学3年生の11月頃にこの検定を実施するとのことだが、結果が出る時期が卒業直前のため、生徒たちへの指導ができないことはないのかとの質疑があり、理事者からは、進路相談のタイミングを捉えて、キャリア教育の視点でのアドバイスを各校で行っているとの答弁がありました。

これを受けて、委員からは、3級相当に満たなかった生徒の中には自信を無くす生徒もいると考えるため、時期をもう少し早めれば、進路相談だけでなく、結果が良くなかった生徒に対して、時間をかけて対応できるのではないかとの意見がありました。

こうした議論を経て、委員からは、リテラス論理言語力検定事業に関して、検定を受けた生徒が、その経験や結果の見直しを通じて、言語能力向上に資するように十分に活用すること。また、学校側でも結果の傾向等を分析し、言語能力育成のための授業改善を促すことを求める趣旨の附帯決議案が提出されました。

なお、この附帯決議案に対し、他の委員からは、当事業については審査の中でも十分なやり取りがあり、理事者からの前向きな答弁もあったが、附帯決議を付す必要はあるのかとの質疑があり、提案者からは、附帯決議を付すことで理事者の当事業に対する認識を強固なものにしたいとの思いがあったが、当案の趣旨を改めて理事者に求めるのみに留めるとの答弁があり、附帯決議案については取り下げたいとの申出がありました。

2項目めは、待機児童・入園待ち児童についてであります。本件については、教育民生分科会長から、分科会において、

全体会において全委員で現状を共有し、議論を深めるべきとの意見があり、これを諮ったところ、全会一致により全体会審査に送ることと決したとの報告がありました。

全体会審査において、委員からは、令和5年10月1日時点で入園待ち児童が1004人となった原因について確認する質疑があり、理事者からは、一概には言えないが、0から2歳児の入園申し込みが増えると入所調整が難しくなるとの答弁がありました。

また、他の委員からは、保育士登録者のうち、別の職業に就いているなど、復職に積極的でない潜在保育士へのアプローチとして何が重要と考えるかとの質疑があり、理事者からは、賃金のほか、就業できる時間帯や人間関係等、働きやすい職場環境であることを周知していくことが大切であるとの答弁がありました。

これに対して、委員からは、賃金等の処遇改善は大きな要因だと考える。加えて、保育士からは、仕事に対する責任の重さに加え、休みたいときに休めない職場環境では保育現場に戻ろうと思えないとの声も聞いており、こうした職場環境の改善が必要だと考えるがどうかとの質疑があり、理事者からは、公立園、私立園ともに、休みづらい環境を改善するためには、休暇を取得する保育士をカバーできる職員の確保が必要であり、また、そもそも人員が不足している園もあるため、人材確保への対応が必要と考えているとの答弁がありました。

これに対して、委員からは、人員不足が職場環境をさらに悪化させるので、この点については現場の保育士の声をよく聴き、長期的な視点で改善してほしいとの意見がありました。

また、他の委員からは、待機児童や入園待ち児童が増加している中、新たな園の設置を認めていくべきではないかとの質

疑があり、理事者からは、本来既設園で受け入れるキャパシティーはあるが、保育士が不足している現状があるため、新園を設置して定員を増加させるより、人材確保が課題だと考えている。保育士不足は全国的な課題であり、即効性のある対応が難しいが、地道に取り組んでいきたいとの答弁がありました。

これに対して、委員からは、今までの取組で保育士不足や待機児童の課題が改善されないならば、異なる手法で成果を出していく必要がある。子育てするなら四日市という言葉掲げるのであれば、より市民、子供のことを考えた保育行政であるべきであるとの意見がありました。

また、他の委員からは、潜在保育士と最も接点があるのは現職の保育士なので、働きやすい環境を整えた上で、現職から声をかけてもらい、現場復帰につながればインセンティブを与えらるというような、思い切った施策を展開すべきではないかとの質疑があり、理事者からは、元同僚の保育士へのアプローチは人材確保にとって重要な視点であることは承知しており、現場レベルでは声掛けをしているとの答弁がありました。

これに対して、委員からは、政策や制度としてマクロな視点で検討してもらいたいとの意見がありました。

また、他の委員からは、兄弟姉妹が同園入所できない状況は保護者にとって大きな負担であり、市長もこの課題を解消していくと発言しているが、優先的に入所できるよう配慮できないのかとの質疑があり、理事者からは、福祉的配慮から受入れを優先すべき子供もいる中で、兄弟姉妹同園入所を最優先とすることは現時点で考えていないが、入所調整、点数加点の在り方については引き続き研究していきたいとの答弁がありました。

また、他の委員からは、ある園で入園先が決まった後に、延

長保育の時間が短縮され混乱が生じたケースがあったと聞いているが、そういったことが起こらないよう注意し、襟を正して、市民が納得できる明確な保育行政を行ってほしいとの意見がありました。

また、他の委員からは、こども園の定員について、近隣市では、元々の定員数に教育認定分の定員を加える形となっているが、本市ではそういった設定は行わないのかとの質疑があり、理事者からは、こども園化のメリットは、保護者の就労状況によって退園とならないことであり、統合に伴う移行人数を加味しながら現行定員をベースに定員を設定することとしているとの答弁がありました。

また、他の委員からは、こども園において、教育認定の人数が定員より少ない場合であっても、その分を保育認定の受入れ枠として使えないのであれば、待機児童対策につながらないのではないのかとの質疑があり、理事者からは、園を再編しこども園化していくことと、待機児童対策は直接的には関連しないとの答弁がありました。

また、委員からは、私立のこども園では保育認定の定員枠において柔軟な対応をしているが、公立のこども園ではそうしていない理由を確認したいとの質疑があり、理事者からは、公立園では特別な支援を必要とする児童を受け入れる割合が高く、それに基づいて職員を割り当てているため、定員を超過して受け入れることが難しいとの答弁がありました。

また、委員からは、待機児童を解消できるのであれば、4月1日時点で園に空きがあり、その園に入園希望者がいる場合は1人でも入園を認めていくべきであり、待機児童を少しでも減らすという思いを持って、市民の声に応えるべきである。今後待機児童がゼロになるようにしっかりと努力する必要がある

あるとの意見がありました。

また、他の委員からは、待機児童となった場合の、その後フォロー等を検討しているのかとの質疑があり、理事者からは、入所がかなわなかった際は、引き続き施設の空き状況の動向を見ながら丁寧に相談に応じていきたいとの答弁がありました。

また、他の委員からは、幼児教育センターにおいて保育士等への支援を続けていく中で、保育士が働きやすい環境だと実感できるようにすることが重要であるため、今後も力を入れて取り組んでもらいたい。また、次年度に向けて注力したいことや改善点があれば確認したいとの質疑があり、理事者からは、現場からは様々な悩みや相談が寄せられており、来年度についても引き続き相談等に対応し、今年度から始めた取組をしっかりと継続していきたいとの答弁がありました。

3項目めは、観光施設整備事業費（宮妻峡の再整備）についてであります。

本件については、産業生活分科会長から、分科会において、全体会審査に送るべきとの意見があり、これを諮ったところ、賛成多数により全体会審査に送ることと決したとの報告がありました。

全体会審査において、委員からは、新たなトイレの整備に当たっては、災害時にも活用できるようトレーラートイレを複数台設置してはどうかとの質疑があり、理事者からは、いただいた意見を踏まえ、様々な視点から検討していきたいとの答弁がありました。

また、委員からは、再整備に際しては、W i - F i 環境も必要と考えるため、設置にかかる費用も含め検討を進めてほし



いとの意見がありました。

また、他の委員からは、宮妻峡に至る道路はがけ崩れで通行止めになることが多いが、その対応について確認したいとの質疑があり、理事者からは、道路環境については課題と捉えており、すぐに拡幅することは難しいが、落ち葉や落石の撤去等も含め、都市整備部との連携を図る。また、駐車場の混雑状況を可視化するなどICTを活用した方策も併せて検討したいとの答弁がありました。

これを受けて、他の委員からは、道路整備については、今回の解体・再整備と併せて検討すべき事項であり、道路整備予算も含めた検討が必要であるとの意見がありました。

また、他の委員からは、施設の設置・運営について、公設公営ではなく、民間活力を活用すべきではないかとの質疑があり、理事者からは、道路環境がネックとなり、想定される収益を下回ることも考えられることから、公設民営または、指定管理者制度による運営を検討しているとの答弁がありました。

また、他の委員からは、年間目標利用者数が1万人程度とのことだが、キャンプ等で宿泊する利用者と日帰り利用者、それぞれの見込み数を想定しているのかとの質疑があり、今後具体的なゾーニングを検討していく中で試算していくとの答弁がありました。

また、他の委員からは、今回の再整備をシティプロモーション部だけで考えるのではなく、こども未来部とも連携し、近隣の少年自然の家と相乗的な活用ができるような検討も進めるべきと考えるがどうかとの質疑があり、理事者からは、関係部局とも連携しながら検討していきたいとの答弁がありました。

また、委員からは、今回の再整備は地元の期待も大きく、宮妻峡だけではなく、もみじ谷をはじめとした市内西部の観光

資源を活用した一体的な整備も考えてほしいがどうかとの質疑があり、理事者からは、周辺施設との広域的な連携を目指し、それぞれが良い成果を得られるよう努めていきたいとの答弁がありました。

4項目めは、温水プール整備事業についてであります。

本件については、産業生活分科会長から、分科会において、全体会審査に送るべきとの意見があり、これを諮ったところ、賛成多数により全体会審査に送ることと決したとの報告がありました。

全体会審査において、委員からは、脱炭素や省エネの視点から太陽光パネルを設置する設計としていることは理解するが、それによって得られる効果に対してコストがかかりすぎているのではないかと感じるため、当事業に限らず、しっかりと費用対効果を分析した上で取り組むべきであるとの意見がありました。

また、他の委員からは、液状化に配慮して杭工法での工事を予定しているが、本来は地盤改良工事が必要なのではないかと質疑があり、理事者からは、ボーリング調査の結果に基づいて設計をしており、地盤改良の必要はないとの答弁がありました。

また、他の委員からは、照明設備についてはリース契約としたほうが費用負担を抑制できると考えるがどうかとの質疑があり、理事者からは、施設全体の改築を伴っての工事となるため、照明設備のみをリース契約とすることは考えていないとの答弁がありました。

また、委員からは、工事による休館中は、指定管理者等への補償はあるのかとの質疑があり、理事者からは、休館となるこ

とを申請要項に示した上で指定管理者を決めており、市からの補償はないとの答弁がありました。

これに対して、委員からは、これまで携わってきた運営者に対し不誠実であり、何らかの対応が必要ではないかとの意見がありました。

また、他の委員からは、創エネを太陽光パネルだけに頼るのではなく、地中熱の活用といった手法の検討はしていないのかとの質疑があり、理事者からは、今回の整備では地中熱の活用は考えていないが、新たな競技用プールの整備を検討する際には、様々な視点を取り入れていきたいとの答弁がありました。

また、委員からは、民間プール施設を活用した小中学校の水泳指導が進められている中で、温水プールを活用する考えはないのかとの質疑があり、理事者からは、教育委員会からは現時点ではそのような考えはないと聞いているが、引き続き協議を続けていきたいとの答弁がありました。

また、委員からは、四日市水泳協会との協議において、両者の認識に食い違いがあるのであれば、無理に今整備を進めるのではなく、整備に当たっては多額の税を投入することも鑑みた上で、一度立ち止まって今後の方針を考え直すべきなのではないかとの意見がありました。

これに対して、他の委員からは、限界を迎えている温水プールの整備については競技利用だけでなく、一般の利用も多くあることから、新たな競技用プールの整備とは切り分けて考える必要があり、早期に整備を行うべきであるとの意見がありました。

また、他の委員からは、温水プールが整備されることで一般利用が増加すると、周辺の民間プールの営業に影響を及ぼす

可能性があるため、十分に配慮をしてほしいとの意見がありました。

また、他の委員からは、人口減少社会においては、今後の維持管理にかかるコストや他の公共施設との整合性も含め、総合的に捉えて検討すべきである。また、民間プール業者や学校プール、ヘルスプラザ等のプールとの関連も含め、市全体のプールの在り方を考えていくべきであるとの意見がありました。

また、他の委員からは、温水プールの運営に四日市水泳協会は直接関与していないとのことだが、同団体に意見を求める理由を確認したいとの質疑があり、理事者からは、競技場としての公認を取得し、大会運営を行っていく際のノウハウについて専門的見地からの意見を求めているとの答弁がありました。

また、委員からは、温水プールの今後を考えると、同じ事業者による指定管理が続くことを想定して整備するのではなく、専門的知見も参考にしつつ市が主導権を持って事業を推進すべきであるとの意見がありました。

こうした議論を経て、委員からは、温水プール整備事業に関して、民間委託を進める小学校水泳授業の場としても、四日市水泳協会との連携が必要不可欠であり、現在の設計案では、公認大会が開催困難との懸念もあることから、予算執行においては四日市水泳協会への丁寧な説明を求める趣旨の附帯決議案が提出されました。

なお、この附帯決議案に対し、他の委員からは、丁寧な説明とは、具体的にどのようなことを指すのかとの質疑があり、提案者からは、小学校の水泳授業や公認大会の開催に関しての考え方で、市と四日市水泳協会との見解の相違についてすり合わせを行い、納得が得られるようにすることであるとの説

明がありました。

これに対し、他の委員からは、丁寧な説明を尽くしても納得が得られなかった場合、予算執行を認めないという意図が含まれているのかとの質疑があり、委員からは、予算の執行停止までを求めるものではないと考えられるとの意見がありました。

また、他の委員からは、提案者は、現在、市と四日市水泳協会との間で連携がなされていないとの認識なのかとの質疑があり、提案者からは、連携はされているが、小学校の水泳授業におけるプールの水深についての認識で齟齬があると感じているとの答弁がありました。

5項目めは、大学設置調査検討事業についてであります。本件については、全体会において委員から、本市と三重大学が連携協定を締結し、今後これを軸に調査検討が実施されると思われるが、市としての全体像の想定や、費用総額の見込みについて議会に対して十分な説明がなされておらず、改めて本件に関する市の基本的な考え方について説明を受け、全委員で議論すべきとの提案があったことから、全体会審査において議論することとしました。

なお、本件については議案第156号 令和6年度四日市市一般会計補正予算（第1号）とも関連することから、あわせて審査を行いました。

全体会審査において、委員からは、三重大学との連携協定の有効期間は令和7年3月31日までとなっているが、この期間が終わるまでは結論が出ないのかとの質疑があり、理事者からは、期間の終了までに合意ができるよう協議したいとの答弁がありました。

また、委員からは、大学経営は全国的に苦境にあるが、それを理解した上で大学を設置するののかとの質疑があり、理事者からは、少子化による大学の状況は把握しているが、産業界からの大学設置の要望があること、県内に理学系学部がなく工学系学部も全国、東海地域と比較して少ない状況にあり、学びの分野が限定されていることに加え、産学連携や社会人の学び直しの拠点としての位置付けからも大学設置を進めたいとの答弁がありました。

また、他の委員からは、四日市大学も国の補助を受けるなど取組を進めているが、市は今後、四日市大学とどのように関わっていくのかとの質疑があり、理事者からは、四日市大学側はJR四日市駅前という立地の良さに興味を持っており、理系学部を設置するという本市の方針がある中、理系学部への転換に向け検討を進めていることから、今後も定期的に協議を続けていくとの答弁がありました。

また、委員からは、当事業に限らず、市が連携協定を結ぶ際の基準はあるのかとの質疑があり、理事者からは、個々の内容や条件によって異なり、一律の基準を持っていないので、基準を設けられるかどうか今後検討したいとの答弁がありました。

これに対して、委員からは、協定締結に当たっては基準を持っておくべきであり、このような連携協定の締結後には議会へ報告すべきであるとの意見がありました。

また、他の委員からは、今後の検討期間や大学設置にかかる事務手続きの期間を考えると、学生の募集を開始できるのは最短で何年後かとの質疑があり、理事者からは、設置する大学の規模にもよるが、国の設置申請の事務手続きだけでも数年はかかる見込みであるものの、設置申請の手続きと並行して学生募集は可能であるとの答弁がありました。

また、他の委員からは、J R 四日市駅前の敷地に複数の大学を設置し、連携していくことが理想だとの説明があったが、私立大学の多くは学生の獲得に苦勞している状況であり、国立の三重大学だけに的を絞ることも有効であると考えことから、複数の大学を誘致する理由を確認したいとの質疑があり、理事者からは、複数の大学を設置することによって本市が学生にとって多様な学びの場になることを理想としている。また、国立大をはじめ公立大、私立大を設置することによるシナジー効果が得られることや、複数の大学で共通の科目を設けられることに加え、教授の確保や事務の効率化の観点からも複数大学の設置を目指したいとの答弁がありました。

これに対して、委員からは、本市で学び、本市の企業に就職してもらうことが理想だが、本市にある大手コンビナート企業は地元大学の卒業生であることを理由に採用するとは考えにくいので、その点も考慮して、学生を確保する方法を十分に検討する必要があるとの意見がありました。

これに対して、他の委員からは、教授を確保するためには早期に学部などの大きな方針を決定すべきであるとの意見がありました。

また、他の委員からは、本市は名古屋圏に近く、学生や企業にメリットがなければ、進学や就職で本市を離れることは避けられないと考えるが、その対策を検討しているかとの質疑があり、理事者からは、大学で企業との共同研究・開発を積極的に行うことで地域企業のことを学生に知ってもらう取組や、起業について学べる仕組みづくりを検討したいとの答弁がありました。

また、他の委員からは、三重大学工学部の卒業生の就職先を見ると、本市にあるコンビナート企業にはほとんど就職して

いないが、地域企業からの需要はあるのかとの質疑があり、理事者からは、本市にあるコンビナート企業は本社が大都市圏にある企業ばかりだが、地元出身の学生のほうが職場への定着率が高いことや、就職後の転勤先として地元を希望する事例もあるとの答弁がありました。

また、他の委員からは、今回基本構想案は示されたが、多額の予算を要する事業であり、税を投入する以上、用地や建物を含む概算費用や補助金の見込み等、必要となる費用を示すべきではないかとの質疑があり、理事者からは令和6年度に大学の設置主体を明らかにし、基本計画を策定する中で、学部構成、定員の検討を行うとともに、スケジュール、概算事業費も算出していきたいとの答弁がありました。

また、他の委員からは、設置する大学の教育研究方針の中に高い志を有する優秀な外国人留学生を積極的に受け入れるとあるが、その考え方を確認したいとの質疑があり、理事者からは、本市には海外に事務所や工場など海外とのつながりのある企業があり、こういった企業との産学連携が期待できるほか、優秀な留学生を受け入れることにより、日本人学生の刺激になると考えるとの答弁がありました。

6項目めは、人権・同和施策経費、組織機構に関してであります。

本件については、全体会において委員から、人権施策や同和関連事業については、同和対策事業特別措置法の終了に伴い一般施策として実施すべきところ、一部で特別措置法の時代のままの進め方となっていることや、特別措置法の時代に解決できなかった課題への対応が不足していることから、事業推進体制の是非や関連事業について議論する必要がある、こ



れに関連して他の部局においても組織機構の見直しに伴い事業の所管部局が変更されることがあり、事業の継続性に疑問がある事象が散見されることから、これらについて現状や課題を共有した上で、附帯決議を付すことも含めて議論すべきとの提案があったことから、全体会審査において議論することとしました。

全体会審査において、委員からは、同和対策事業特別措置法の終了時に、同法に関連する事業については、一般施策として各部局に振り分けて対応すべきだったところ、所管換えがされないまま人権部局に残っている業務もあったため、機能不全が生じた。また、新たな部局を設置しても、所管する業務についてノウハウが引き継がれず、業務効率の低下が懸念されるが、この点についてどう考えているかとの質疑があり、理事者からは、業務の効率化と市民サービス向上を両立させるために、組織機構の見直しを行っているが、見直しによって新たな問題が生じる可能性があることは認識している。指摘のあった点に留意しつつ、組織機構の在り方を考えたいとの答弁がありました。

また、委員からは、組織機構の見直しによる弊害も認識した上で、課題が生じた場合は行政経営委員会で検討し、例えば一部の業務は従来の部局で担当させるといった対応をとるなど、行政経営委員会を十分機能させるべきと考えるがどうかとの質疑があり、理事者からは、課題については行政経営委員会などで現場の声を含めて様々な観点から検討しているが、今後は指摘のあった点にも留意しつつ取り組んでいきたいとの答弁がありました。

これを受けて、委員からは、組織機構の見直しの中で、行政経営委員会が行政の意思決定やその効果検証において、どの

ように寄与しているのか、その仕組みを明確にし、計画を立てて実行すべきであるとの意見がありました。

また、他の委員からは、本来は上下関係にある役職を一人が兼務で担っているケースが見受けられるが、監督機能を果たす上で問題があるのではないかとの意見がありました。

また、他の委員からは、事務分掌によって担当する部局が区切られている事業であっても、狙いやその対象に重なる部分があれば、積極的に連携を図ることで、より効果的に事業が進められるよう取り組むべきであり、ひいてはその成果を人事評価に組み入れるような仕組みを検討すべきではないかとの意見がありました。

また、他の委員からは、複数部局にまたがる事業や課題に対応するために局制を採用する自治体もあるため、本市でも検討すべきではないかとの意見がありました。

また、他の委員からは、本市は人権課題に関する各種の会議体を設置しているほか、各部局に同和行政推進監を配置しているが、体制の構築だけでは必ずしも成果に結びつかないため、それぞれの人権意識を高めて取組を進めるべきであるとの意見がありました。

また、他の委員からは、以前より指摘をしているが、組織機構図に建設担当部長や保健衛生担当部長といった個人の役職名が記載されていることに違和感があるため、記載方法を見直すべきであるとの意見がありました。

次に、7項目めは、議案第101号 令和6年度四日市市国民健康保険特別会計予算に係る、令和6年度に行う国民健康保険の保険料率の改定についてであります。

本件については、全体会において委員から、昨今の物価高騰

等により、国民健康保険の被保険者の生活がますます厳しくなる中で保険料率を改定し、実質的な値上げを行うことは、未納の増加につながりかねないことから、国民健康保険料の見直しについて議論すべきとの提案があり、全体会審査において議論することとしました。

全体会審査において、委員からは、医療費は右肩上がりが続いており、国民健康保険が今後破綻するのではないかと危惧しているが、今後の見通しについて確認したいとの質疑があり、理事者からは、国民健康保険の財政は一定程度を公費で賄っているが、国民健康保険には被保険者の構造的な課題もあり、医療費が著しく増加しているのが現状であることから、引き続き国に対して公費の負担率を上げてもらうよう要望を続けていくとの答弁がありました。

また、委員からは、本市は国民健康保険に要する費用を保険料として徴収しているが、保険税として徴収している自治体もある。今後、本市が税方式に変更することはないのかとの質疑があり、理事者からは、原則は料方式とされていることから、本市の方針を変えることは予定していないとの答弁がありました。

また、他の委員からは、現在、国民健康保険料には上限となる限度額があるが、高額所得者の限度額を引き上げ、全体の負担を抑えられるよう、国に要望して制度を変えるべきではないかとの意見がありました。

また、他の委員からは、保険料収納率向上のため、クレジットカード決済の導入は考えていないのかとの質疑があり、理事者からは、国が令和8年度頃を目途に、クレジットカード決済に係るシステム改修費を負担する考えを示しているため、それに向けて検討していくとの答弁がありました。

また、他の委員からは、今回の保険料率の改定に伴い、保険料収納率の低下を懸念するがどうかとの質疑があり、理事者からは、令和4年度も引上げを行ったが収納率は向上しており、今後も引き続き収納率向上の努力を続けていきたいとの答弁がありました。

また、委員からは、個人事業主の保険料滞納者に対する差押えについて、事業に関わる財産の差押えは、事業継続への不安も大きいと考えられるため、丁寧な対応を心がけてほしいとの意見がありました。

また、他の委員からは、国民健康保険において、人工透析に係る医療費が大きな負担となっているが、人工透析が必要となる前に食い止めることを目的とした糖尿病性腎症重症化予防についての本市の取組状況はどうかとの質疑があり、理事者からは、かかりつけ医との連携や、レセプトを活用した受診勧奨を行うなど、さらに力を入れて取り組んでいるとの答弁がありました。

また、他の委員からは、今回の審査を受け、市としてすぐにも取り組めることを検討すべきであり、加えて、長期的に効果が出るような取組も必要である。特に、現場の職員の考えも取り入れながら、効果的な取組を検討してほしいとの意見がありました。

また、他の委員からは、健康であり医療機関を受診しない国民健康保険の被保険者は、高額な保険料を払うことに不満を持っているのではないかと推測しており、健康な生活を維持する被保険者に対してインセンティブを与えることで健康増進を図ることはできないのかとの質疑があり、理事者からは、健康であることが何よりだと考えてはいるが、インセンティブについては今後研究していきたいとの答弁がありました。

また、他の委員からは、国民健康保険支払準備基金について、企業等に寄附を求め、その寄附金を基金に充当することはできないのかとの質疑があり、理事者からは、特別会計としての性質上、企業等から寄附を受けられるような仕組みではないとの答弁がありました。

全体会審査を行った項目についての報告は以上であります。

次に、討論において、委員からは、議案第99号 令和6年度四日市市一般会計予算について、四日市マリッジサポート事業費における、結婚を希望する人を対象としたイベントの実施については、かかる費用に見合った効果が見込めないこと、また、パートタイム会計年度任用職員の時給について、本来基準とすべき金額より低く、引上げを行うべきと考えることから反対する。続いて、議案第101号 令和6年度四日市市国民健康保険特別会計予算について、令和6年度に実施する国民健康保険料の急激な引上げに対し、一般会計から繰入を行い、緩和を図るべきと考えることから、反対するとの意見表明がありました。

以上の経過により、当委員会に付託されました22議案につきましては、まず、議案第99号 令和6年度四日市市一般会計予算及び議案第101号 令和6年度四日市市国民健康保険特別会計予算については、賛成多数により、可決すべきものと決しました。

次に、議案第98号 令和5年度市立四日市病院事業会計第2回補正予算及び議案第100号 令和6年度四日市市競輪事業特別会計予算、議案第102号 令和6年度四日市市食肉センター食肉市場特別会計予算ないし議案第110号 令和6年度桜財産区予算、議案第149号 令和5年度四日市市一般会計補

正予算（第9号）ないし議案第157号 令和6年度四日市市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の20議案については、いずれも別段異議なく可決すべきものと決しました。

その後、さきに提出のありました議案第99号 令和6年度四日市市一般会計予算に対する温水プール整備事業に係る附帯決議案について採決を行ったところ、賛成少数により、これを付さないことと決しました。

最後に、当委員会におきましては、令和5年8月定例会議会の決算審査を経て市長に提出されました新たな事項2項目に、前年度から継続となった2項目を加えた合計4項目の提言に関し、提言事項の当初予算への反映状況について確認を行いましたことを申し添えます。

以上をもちまして、予算常任委員会の審査報告といたします。

#### 4. 提言事項の当初予算案への反映状況について

令和6年2月市議会定例会月議会

# 四日市市議会 提言チェックシート

## 目次

表紙（目次）	…P 1
①民間プール施設の活用の拡大について	…P 2～P 4
②四日市市空き店舗等活用支援事業補助金について	…P 5～P 7
継続①降雨災害の対策に資する事業展開に向けた調査研究について	…P 8～P 10
継続②食肉センター・食肉地方卸売市場施設整備事業について	…P 11～P 12



# 四日市市議会提言チェックシート

## ～当初予算案への反映状況について～

(令和6年2月定例月議会 予算常任委員会)

No. 1

<b>事業名</b>	民間プール施設の活用の拡大について	
<b>事業概要</b>	<p>各小中学校に整備されているプールの多くが築40年程度経過しており、プールの耐久年数を60年とした場合、20年以内に小中学校合わせて41校のプールが更新時期を迎える。新設する場合には1件当たり約1億1200万円が必要である。この建設費を含めて試算する年間の維持管理費は362万円となる。</p> <p>令和4年度からは、コロナ禍での学習機会の確保のため、小学校2校（大矢知興譲小学校、常磐西小学校）の5年生で民間プール施設（指導員あり）を利用した水泳指導を実施している。</p>	
	<b>決算額</b>	<p>新教育プログラム推進事業費（体力・運動能力向上）4,391,069円 のうち、民間プール施設の利用に係る費用 2,562千円</p> <p>その他施設整備費</p> <p>（内部小学校ほか1校プール改修工事（款10民生費 項2小学校費） 27,764,000円 西朝明中学校ほか1校プール改修工事（款10民生費 項3中学校費） 26,874,100円</p>
<b>次年度予算への提言</b>		
<p><b>&lt;提言&gt; 民間プール施設の活用の拡大について</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>近い将来に多くの学校プールが更新時期を迎える中、早期に学校プールの在り方の検討を進め、方針を定めること。</li> <li>令和4年度から小学校2校で行っている民間委託について、検証をしっかりと行うとともに、子供たちの水泳授業の機会の確保、教員の負担軽減のため、民間委託の拡大に向けた調査研究をさらに進めること。</li> <li>民間事業者との協議を進め、試行的実施も含めて実施可能な学校から段階的に民間委託の拡大に努めること。</li> </ol> <p style="text-align: right;">※参考 事業実施に関する意見 ③拡大</p>		
<p><b>【当初予算案への反映状況 / 理事者からの報告】</b></p> <p><b>[指導課]</b></p> <p>本市では、コロナ禍の令和4年度において、水泳の授業時間の確保を目的とし、特に確保が難しかった大規模校の大矢知興譲小学校5年生4クラス、常磐西小学校5年生4クラスで民間プー</p>		

ル施設を活用した水泳指導に関する業務委託を実施した。令和5年度は大矢知興譲小学校と常磐西小学校の5・6年生へ規模を拡大し、継続実施による成果と課題を検証するとともに、小規模校である塩浜小学校と橋北小学校の全学年においても実施し、計28クラスによる運営方法等を検証した。令和6年度は大矢知興譲小学校（29クラス）と常磐西小学校（25クラス）を全学年に拡大し、塩浜小学校（6クラス）、橋北小学校（6クラス）に加え、西域に位置する県小学校（12クラス）と水沢小学校（6クラス）の全学年、計84クラスへと拡大することで、各学校規模及び各地域において実施検証を行う。また、実施期間についても令和5年度は5月から7月にかけての実施であったが、令和6年度は4月から12月にかけて実施し検証する。

さらに、老朽化が進む学校のプールについて、子どもたちに良質な水泳授業の環境を整えていくために、プールの管理運営に係るコスト削減及び教員の負担軽減、児童及び市民の満足度向上に資するため、本市における学校プールの在り方に関する調査検討を行い、短期的及び長期的展望について整理し、具体的方策の立案を行う。

#### 【令和6年度当初予算】

新教育プログラム推進事業費（体力・運動能力向上）37,799千円のうち  
民間プール施設の利用に係る費用35,948千円（前年度当初予算：11,400千円）  
内訳 学校水泳民間プール施設活用事業 24,948千円  
学校水泳民間プール施設活用に向けた調査業務委託 11,000千円

#### 【当初予算案への反映状況 / 分科会での確認】

##### 1. 主な議論

- Q. 学校水泳民間プール施設活用に向けた調査業務委託の調査内容を確認したい。
- A. 本市の学校プールの中長期的な在り方について調査を行うものである。具体的には、今ある学校プールの使用年限や改修の状況を踏まえて民間への移行をどの時期に行うべきかの検討や、民間委託をする際に必要な児童の移動時間のシミュレーション、そのための授業の組み方などについての調査を行い、具体的な計画の策定につなげるものである。
- Q. 民間事業者との協議の状況はどうか。
- A. 民間プールで水泳指導をしている現場に指導主事が訪問しており、各事業者との協議も行っている。全ての児童、保護者にアンケートを取り、現在集計中である。今後、成果や課題を共有し、協議を進めたい。来年度の協議についても綿密に行っていきたい。
- Q. 現在委託している民間プール施設は何か所か。
- A. 3つのスイミングスクールに委託している。
- Q. 学校水泳民間プール施設活用事業にかかる費用には児童の送迎に係る費用も含むのか。
- A. 送迎の費用も含んでいる。
- Q. 市外の民間事業者との連携は進んでいるのか。
- A. 調査の後に検討することを考えている。
- Q. この事業を進めるに当たって水泳協会との関わりはあるのか。
- A. 水泳協会の意見を聴くこともあるが、あくまで現在は調査を含めて民間事業者との協議を行っている。将来的には水泳協会に協力を依頼する可能性もある。
- Q. 遅くともいつまでに民間へ移行したいとの考えはあるのか。計画を立てる時期はいつなのか。
- A. プールの老朽化、校舎の建て替えの時期等を考えると、およそ15年後までには結論を出さなければならない。来年度の調査結果を確認し、できるだけ早い段階で議会にも計画を示した

い。

(意見) 民間委託の対象校を徐々に増やしており、来年度には調査業務委託も実施するため、事業をかなり進めていると評価する。分類としては③拡大でよいと考える。

(意見) 議会の方向性と教育委員会の方向性が合致して積極的に進めているため、③拡大でよいと考える。

## 2. 反映状況

民間委託の対象校を増やしており、調査業務委託も実施するため、③拡大に分類する。

分類	備考
①廃止	次年度事業費予算に関連するもの
②縮小	
③拡大	
④新規事業の実施	
⑤その他	事業実施手法の見直し など

# 四日市市議会提言チェックシート

## ～当初予算案への反映状況について～

(令和6年2月定例会議会 予算常任委員会)

No. 2

<b>事業名</b>	四日市市空き店舗等活用支援事業補助金について	
<b>事業概要</b>	四日市商店連合会に加盟した組織がある商店街および高度経済成長期に郊外に建設された補助対象となる住宅団地における空き店舗等を活用し、新たに出店しようとするものを支援することにより、空き店舗の解消によるにぎわいの創出ならびに市内の買い物拠点の維持および再生を図る。	
	決算額	決算額 7,033,000 円

### 次年度予算への提言

#### <提言> 四日市市空き店舗等活用支援事業補助金について

コロナ禍により生活様式が大きく変わった今、コロナ禍前から実施している空き店舗に対する支援方法が効果的なものかどうか、過去の実績を分析した上で、商店街の活性化に資する支援のあり方について評価検証を行うべきである。

※参考 事業実施に関する意見 ⑤その他（補助金の過去実績等による評価検証の実施）

#### 【当初予算案への反映状況 / 理事者からの報告】

##### 【商業労政課】

当補助金にかかる過去の実績を検証したところ、これまで当補助制度を利用して出店した店舗は定着や集客が一定程度認められ、中心市街地の賑わいに貢献していると考えため、現行の制度を継続する。

ただし、店舗の営業を継続するよう、3年間営業を継続する意思がある者を対象とすることとし、申請時に営業継続の意思を確認するよう、運用を改める。

また、令和6年度において、従来とは異なる手法での空き店舗の実態調査を行うとともに、商店街など多様な主体が空き店舗を活用することに対して柔軟に対応できる内容や、中央通り再編及びスマート化など都市の基盤が整備された際に有効な空き店舗対策についても検討する。

##### 【令和6年度当初予算】

- (1) 空き店舗等活用支援事業補助金 10,000千円（前年度当初予算：7,500千円）
- (2) 中心市街地空き店舗調査 704千円（前年度当初予算：—）

## 【当初予算案への反映状況 / 分科会での確認】

### 1. 主な意見

- Q. 3年以上継続して店舗経営できなかつた場合、補助金の返還を求めることは可能か。
- A. 3年以上経営を続けている事業者が多い一方で、長期継続が難しい場合もある。他市の事例を見ても、経営が難しくなった場合、補助金の返却まで求めることは難しいため、現段階では3年間の継続意思確認を行い、補助金を支給する方針としている。
- Q. 結果的に返金を求めないケースもあるが、返金が必要な場合もある旨を申請時の聞き取りの際に明確に伝えるべきではないか。
- A. 当該補助金は、空き店舗の解消が目的であり、店舗が開業し、補助金が支給された段階での補助事業は完了しているため、補助金の返還を求めることは難しいと考えている。しかし、初期の目的が達成されない場合や内容に問題がある場合は返金してもらうことになる。
- Q. 3年間継続する意思がないのに、補助金を受けようとする場合に備えた抑止力として、返還の可能性のあることを提示することが重要ではないか。結果的に、返金してもらうかは別として、条件が満たされない場合には返金を求める可能性があることを、申請者に伝えてはどうか。
- A. これまでの実績から見て、申請者も一定の投資をしているため、安易に手を引く可能性は低いと判断している。申請時に継続意思確認をしっかりと行い、短期間での営業撤収を避けたいと考えている。
- Q. 計画との乖離や公序良俗に反する場合を除いては補助金の返金が難しいと考える。閉店が避けられない場合、経営的に厳しい状況であるため、そのような場合にはむしろ次の挑戦を促進するほうが良いと考える。また、今回の予算には調査費用が計上されているが、具体的にどのようなに使われるのか。
- A. 現在は商店街の関係者が歩いて回りながら空き店舗の調査を行っているが、それと併せて、リサーチ会社に委託し、事業者名などを地図に落とし込んで、より多角的に調査することを検討している。

### 【意見】

- ・ 空き店舗の発生だけでなく、その情報を収集し、どの職種や業種が商店街に適しているか、また、成功の要因や継続性の担保など、事業者が直面する様々な側面にも焦点を当てるべきだと考える。結果的に、飲食店ばかりが増えることが避けられないなら、調査を有効に活用し、商店街全体の魅力を高めるための取り組みを検討することが重要だと考える。
- ・ 3年や5年のスパンで成果を評価する難しさや、補助金導入による既存業者への影響、不健全な競争の懸念があるのではないかと考える。また、新規出店によって既存業者が影響を受け、自由競争を縮小することにならないか。市が土地利用の用途の規制緩和を実施して、業種の幅を拡大することも効果があるかと考える。

### 2. 反映状況

中心市街地空き店舗調査費用を計上し、空き店舗の実態調査を行うことから、③拡大に分類する。申請時に、店舗を3年間継続する意思があるか確認することに運用を改めたが、制度そのものが有効かどうかについては、引き続き議論が必要である。

分類	備考
①廃止	次年度事業費予算に関連するもの
②縮小	
③拡大	
④新規事業の実施	
⑤その他	事業実施手法の見直し など

# 四日市市議会提言チェックシート

## ～当初予算案への反映状況について～

(令和6年2月定例月議会 予算常任委員会)

(継続) No. 1

<b>事業名</b>	降雨災害の対策に資する事業展開に向けた調査研究について	
<b>事業概要</b>		
	決算額	
<b>次年度予算への提言</b>		
<p><b>&lt;提言&gt; 降雨災害の対策に資する事業展開に向けた調査研究について</b></p> <p>1. 近年、線状降水帯の発生など降雨による災害が激化していることから、市が行うインフラ整備だけでなく、国や県が取り組みを進める流域治水に関する取り組みを推進することに併せ、市民が個人で行うことのできる対策も含めた降雨対策についてどのような取り組みができるか危機管理統括部において調査研究を進めること。</p> <p>2. 関係する部局との連携をしっかりと行い、地域の協力も得つつ、議会としっかりと議論を行いながら事業の展開の可能性について検討を行うこと。</p> <p style="text-align: right;">※参考 事業実施に関する意見 ④新規事業の実施</p>		
<p><b>【当初予算案への反映状況 / 理事者からの報告】</b></p> <p><b>[危機管理課]</b></p> <p>1. 令和5年度の実施</p> <p>(1) 本市における降雨対策の実施事例の整理</p> <p>本市では、平成12年に発生した東海豪雨を契機として、都市型水害を防除するための治水対策を検討・調査することを目的とした総合治水対策検討委員会を設立した。委員会では、平成13年7月に「四日市市総合治水対策（雨水対策編）」を策定（平成19年4月改訂）し、それに基づき、市全体でハード面とソフト面の両輪で総合治水対策を推進してきた。</p> <p>このため、本市のこれまでの降雨対策について、関係部局に対して調査を行い、改めて整理を行った。</p> <p>本市のこれまでの降雨対策として、</p> <p>①市が行う対策（ハード）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・河川や水路の改修・改良</li> <li>・雨水貯留管整備</li> <li>・ため池災害対策</li> <li>・公共施設における透水性舗装の採用、雨水貯留施設や雨水浸透柵の整備</li> </ul> <p>②民間が行う対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・開発事業者に対し、雨水浸透施設（透水性舗装、雨水浸透柵）や調整池の設置指導を</li> </ul>		

## 実施

### ③個人が行う対策

- ・市民向けの雨水貯留タンク設置費助成を実施（現在は事業を終了）
- ・稲わらや刈り草の管理について、ホームページやチラシ配布による啓発

### (2) 他自治体における個人でできる降雨対策の調査研究

本市のこれまでの降雨対策を整理しつつ、令和5年度実施の「降雨災害への対策に向けた施策の調査研究業務委託」の中で、

- ①他自治体への視察、ヒアリング調査（新潟市：R5.12.8、市川市・松戸市：R6.2.9）
- ②他自治体における降雨対策の事例の調査ならびに調査内容の取りまとめを進めているところである。

## 2. 令和6年度の取組

### (1) 個人でできる降雨対策の検討

個人でできる降雨対策として、雨水浸透枳の設置や透水性舗装などにより敷地内に雨水を浸透させるような流出抑制の取組や、宅地・駐車場のかさ上げ、止水板の設置などによる被害の防止・軽減の取組などの対策が考えられる。

個人でできる降雨対策について、ハード・ソフト両面からの視点で、全庁的な議論や具体的な施策展開の可能性などについて引き続き検討していく。

### (2) 令和6年度の降雨対策の本市の取組

これらを踏まえ、個人でできる降雨対策の取組について、降雨対策における自助による取組の重要性をホームページや啓発チラシ等により発信していく。

また、近年は、想定外の洪水・内水氾濫などが発生しやすい気象状況となっており、被害を防止・軽減させるため、避難情報を速やかに発令することが求められている。浸水被害の軽減につながる気象情報の収集や避難情報の提供は、市民自らの防災行動の支援につながることから、既存の観測地点に加え、新たな観測地点の抽出やその監視方法についての調査研究を行う。

【令和6年度当初予算】 1,620千円 (前年度当初予算：—)

## 【当初予算案への反映状況 / 分科会での確認】

### 1. 主な意見

Q. 浸透枳や雨水貯留タンクの助成はしていないのか、また、指導は行っているのか。

A. 雨水貯留タンクは過去には助成していたが、申し込みが少なかったため廃止した。浸透枳の設置について、開発事業者への指導は継続している。

Q. 視察をして、本市でも助成を復活すべきだと感じたか。

A. 地域特性の相違もあることから、本市に適した有効な対策について、今後検討する必要がある。

Q. 令和5年度の調査研究を踏まえ、令和6年度の主な取組はどのようなものか。

A. 本市では雨量計や水位計は大きな河川を中心に設置しているが、新たな観測地点の抽出や監視方法について調査研究を行う。それにより正確な情報が把握でき、早めの避難情報の発表などに役立てられると考えている。



## 2. 反映状況

提言を受けて令和5年度には降雨対策の実施事例の整理と他自治体における個人でできる降雨対策の調査研究を行った。令和6年度には予算を増額し、計器類の配置を再検討するための調査と、上下水道局と連携した啓発を行う予定であることから、③拡大と分類することとした。

分類	備考
①廃止	次年度事業費予算に関連するもの
②縮小	
③拡大	
④新規事業の実施	
⑤その他	事業実施手法の見直し など

# 四日市市議会提言チェックシート

～当初予算案への反映状況について～

(令和6年2月定例月議会 予算常任委員会)

(継続) No. 2

<b>事業名</b>	食肉センター・食肉地方卸売市場施設整備事業について	
<b>事業概要</b>		
	決算額	
<b>次年度予算への提言</b>		
<p><b>&lt;提言&gt; 食肉センター・食肉地方卸売市場施設整備事業について</b></p> <p>食肉センター・食肉地方卸売市場施設整備事業における家畜搬入車両の場内一方通行化は、場内の十分な衛生管理のもと、今後も引き続き安全で高品質な食肉を供給するために、解決に向けて取り組んでいくべき課題であり、特に、難航している三重県との用地取得についての交渉は早期に妥結させるべきである。</p> <p style="text-align: right;">※参考 事業実施に関する意見 ⑤その他（家畜搬入車両の場内一方通行化に向けた取組を強化）</p>		
<p><b>【当初予算案への反映状況 / 理事者からの報告】</b></p> <p><b>[食肉センター]</b></p> <p>家畜搬入車両の場内一方通行化を早期に進めるため、県有地の代替地として近隣の市有地を活用するための調査・設計を行う。また、当該県有地の一部に位置する三重県北勢家畜保健衛生所の移転候補先として予定している三重県四日市庁舎北館への移転可否調査を並行して実施する。</p> <p><b>【令和6年度当初予算】</b></p> <p>食肉センター・食肉市場施設整備事業費（推進計画） 25,900千円（前年度予算：9,000千円）</p> <p><b>【当初予算案への反映状況 / 分科会での確認】</b></p> <p>1. 主な意見</p> <p>Q. 県との交渉の目途は立っているのか。</p> <p>A. 一方通行化に向けて、県職員駐車場の代替地の可能性があるのは近隣の新正南公園のみであり、都市公園の用途変更について都市整備部と連携しながら来年度にその調査を進める予定である。また、食肉センターの隣にある家畜保健衛生所は県四日市庁舎内への移転を要請しているため、引き続き用地と移転に関する交渉を県と進めていきたい。</p> <p>Q. 最短でいつ移転できるのか。</p> <p>A. 保健所食品衛生検査所が県庁舎北館の一部を間借りしているが、令和8年度に鈴鹿山麓研究学園都市へ移転するので、その空いたスペースに家畜保健所が最短で令和8年から9年にかけて移転できるように手続きや準備を進める予定である。</p> <p>Q. 新正南公園の用途変更について地元住民は納得しているのか。</p>		

- A. 昨年度、自治会長に説明を実施したが、その後は地元との具体的な接触が取れていない。来年度の調査時に地元と話をしていきたい。
- Q. 公園はなくなるのか。なくなる場合、公園の代替地は用意するのか。
- A. 公園の半分程度を県職員駐車場に活用する予定であり、残りは地元の意見を伺いながら公園の再整備に取り組んでいきたい。
- Q. 食肉センターを運営している畜産公社には、県も共同出資しており、交渉が難航していることに理解ができない。二役にも協力を仰ぎ、知事との交渉を進めるべきではないか。
- A. 食肉センター・食肉市場は周辺市町からの畜産物も取り扱っており、県が家畜衛生や畜産振興を推進するうえで大きく関与している施設であるため、交渉時にこれらの点を適切に伝えて協力をお願いしていきたい。

**【意見】**

- ・地元からすると、公園は避難場所としての機能を持っていると考えるため、その点に注意して再整備を検討してほしい。

**2. 反映状況**

予算が増額され、県との交渉に向けて条件整備が進んでいるため、③拡大とする。  
 予算は増額されたものの、交渉に時間を要する見込みであるため、引き続きスピード感を持って県との調整に当たることが必要である。

分類	備考
①廃止	次年度事業費予算に関連するもの
②縮小	
③拡大	
④新規事業の実施	
⑤その他	事業実施手法の見直し など